

公益社団法人昭和経済会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人昭和経済会（以下）「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、内外の諸経済問題に関する有識者を結集し、その知見をもって内外諸経済問題に関する調査研究等を行うことを通して、我が国の公正かつ自由な経済活動の健全な発展に寄与し、もって国民生活の安定向上を図りつつ、あわせて教育等を通じた国民の心身の健全な発達と人間性を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 内外諸経済問題等の調査研究を行うこと。
 - (2) 講演会、座談会、親睦会等を開催して、諸名士の学説意見を聴取し、又は意見の交換を行うこと。
 - (3) 調査資料その他図書、雑誌類の収集並びに配布を行うこと。
 - (4) 内外諸経済問題や関連する課題等について専門的な研修や教育活動等を行うこと。
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国において行う。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 普通会員 第6条に基づき、入会審査員が、同条所定の普通会員入会審査事項に適合すると報告した者であって、理事会決議により、入会を承認された者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力、参加する者

(3) 名誉会員 本会に特別の功労があり、総会の決議をもって推薦された者

(資格の取得)

第6条 普通会員として入会しようとする者は、別に定める入会審査規定に従い、理事長に入会申込書を提出しなければならない。

2 入会申込があった場合には、理事長は、別に定める入会審査規定に基づき、入会審査員を選任し、同審査員に、入会の適否を審査させ、理事会に報告させなければならない。

3 入会審査員が、入会審査に際して、審査すべき事項は下記の通りとする。

(1) 国内外の諸経済問題に関し、相当な知見を有すること。

(2) 反社会的集団への帰属、会員総数の4分の1以上の者との特別利害関係の存在等、本会の公正な運営の妨げとなる事由のないこと。

4 賛助会員として入会しようとする者は、理事長に入会申込書を提出しなければならない。入会申込があった場合には、入会審査の手続きを要せず、理事長の承諾をもって賛助会員となるものとする。

5 名誉会員に推薦された者は、入会審査の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

6 入会審査規定は、総会決議により定めるものとする。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に基づき権利義務を有する。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(退会)

第9条 本会を退会しようとするものは、退会届を理事長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総普通会員

の議決権の3分の2以上の多数による総会決議により、その会員を除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会をあたえなければならない。

(会費)

- 第11条 普通会員及び賛助会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入するものとする。
- 2 既納の入会金及び会費は、原則としてこれを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事	5名以上30名以内
うち	
会長	1名
理事長	1名
副理事長	1名
常務理事	2名以内
監事	1名以上2名以内

(役員を選任)

- 第13条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。
- 2 理事の中から、理事会決議により、会長、理事長、副理事長および常務理事を選定する。
 - 3 前項の会長及び理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。

2 副理事長及び常務理事は、会長及び理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、本会の業務を分担執行する。

3 理事は、理事会を構成して、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を遂行する。

4 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、または総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

5 会長および理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総普通会员の議決権の3分の2以上の多数による総会決議をもって、これを解任することができる。この場合、総会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第4章 顧問

(顧問)

第18条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議により理事長がこれを委託する。
- 3 顧問は、本会の業務運営上の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第20条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第21条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長、副理事長、または各理事が理事会を招集する。

(決議)

第23条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

- 3 理事会は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画書及び収支予算書についての事項

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 総 会

(構成)

第25条 総会は、第5条第1号の普通会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の招集)

第26条 通常総会は、前年度終了後3ヶ月以内に理事長が招集し開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、普通会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集においては、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、会議のつど、出席普通会員の互選により定める。

(議決権)

第28条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第29条 総会は、普通会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の普通会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものと見なす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、普通会員である出席者の過半数をもって決する。

3 理事又は監事を選任する決議をするに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の議決事項)

第30条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 名誉会員の推薦
- (2) 入会審査規程についての事項
- (3) 会員の権利義務・除名・会費についての事項
- (4) 理事、監事を選任及び役員解任
- (5) 役員報酬の支給基準
- (6) 顧問の委託に関する事項
- (7) 事務局の組織及び運営に関して必要な事項
- (8) 長期借入金についての事項
- (9) 事業報告及び決算についての事項
- (10) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (11) この法人の新たな義務の負担又は権利の放棄についての事項
- (12) 定款の変更についての事項
- (13) 法人の解散についての事項
- (14) この法人が解散する際の公益目的取得財産残額の贈与についての事項
- (15) この法人が清算する場合の残余財産の贈与についての事項
- (16) 定款の施行細則についての事項
- (17) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が付議した事項

(会員への通知)

第31条 総会の議事の要領及び議決した事項は、電磁的記録により全会員に通知する。

(議事録)

第32条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資 産 及 び 会 計

(事業計画書及び収支予算書)

第33条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

2 事業年度の途中において、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

3 事業計画書および収支予算書については、その写しを、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置かななければならない。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第35条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会決議及び総会決議により承認を得なければならない。

2 前項の決議は、それぞれ理事および普通会員の過半数が出席した上で、出席した理事および普通会員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(新たな義務の負担等)

第36条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算書で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、

理事会及び総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第37条 この法人は、必要があるときは理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款の変更は、総普通会员の議決権の3分の2以上の多数による総会決議をもって行わなければならない。

ただし、公益社団法人および公益財団法人等の認定等に関する法律第11条第1項各号記載の点について変更を行う場合には、総会決議の前に、行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

第40条 この法人の解散は、総普通会员の議決権の3分の2以上の多数による総会決議をもって行わなければならない。

2 前項により解散をしたときは、当該解散の日から1ヶ月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定等の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を得て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総普通会员の議決権の3分の2以上の多数による総会決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈

与するものとする。

第1章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 社員（普通会員）名簿
- (3) 理事および監事の名簿
- (4) 認定、許認可および登記に関する書類
- (5) 理事会および総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書および収支予算書
- (8) 事業報告および計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) 役員等の報酬規定
- (11) 貸借対照表及びその附属明細書
- (12) その他法令で定める帳簿および書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めにより、一般の閲覧に供する。

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(細 則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を得て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（理事長）は佐々木誠吾とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 平成25年1月4日定款施行
- 5 平成26年3月26日定款変更
- 6 平成29年3月27日定款変更